

1 改正会社法

2 刑法改正案（十二）

3 改正特許法実施細則

1.改正会社法

2023年12月29日に、改正会社法が公表され、2024年7月1日から施行されることになった。今回の改正は、現行会社法を大幅に改正しており、会社資本制度、会社の組織構造、株主の権利保護、董事、監事や高級管理職の責任強化等の方面において大幅に改正され、国営企業および社債に関する規定も健全化されている。具体的な改正内容は、本ニュースレターの「新たな時代の中国会社法と外商投資企業への影響」をご参照されたい。

2.刑法改正案（十二）

2023年12月29日に、刑法改正案（十二）が公布され、2024年3月1日から施行されることになった。今回の改正は合計8条から構成され、主な改正は以下の通りである。

（1）民間企業の職員による汚職行為に関する規定の増設

現行刑法の第165条、第166条、第169条はそれぞれ、同類営業不法経営罪、親族・友人のための不法営利罪、私利目的による国有資産低価格株式換算・売却罪について規定していた。これに対し、今回の刑法改正により、現行刑法で「国有企業・会社」の関連職員に適用される当該犯罪の適用範囲が民間企業に拡大された。そのため、今後、該当行為が民間企業の職員により行われ、会社・企業の利益に重大な損失をもたらした場合、刑法第165条、第166条、第169条が適用される。

（2）贈収賄罪に対する刑罰の強化

刑法第387条単位収賄罪について、その直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対する刑罰は、「3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、情状が特に重い場合は3年以上10年以下の有期徒刑に処する」に改正された。

刑法第390条贈賄罪の刑罰は、「3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科する。贈賄により不当利益を求め、情状が重い場合、又は国の利益に重大な損失を被らせた場合には、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が特に重い場合、又は国の利益に特に重大な損失を被らせた場合には、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、罰金又は財産没収を併科する」に改正され、かつ「数回又は数人へ贈賄、国の職員に対する贈賄、国家の重要プロジェクトや大型プロジェクトでの贈賄、職務、職級の昇進や調整を求めるときの贈賄、監察や行政執行、司法の職

員への贈賄、生態環境や金融・財政、生産安全、食品・薬品、防災・救援、社会保障、教育、医療などの分野で贈賄し違法活動を実施した場合、違法所得を贈賄に使用」のいずれかに該当する場合、刑罰は加重されると規定されている。

刑法第391条単位に対する贈賄罪について、従来の「3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する」に加え、「情状が重大な場合、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する」が追加された。

刑法第393条単位贈賄罪は、その直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対する刑罰は「3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が特に重い場合は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する」に改正された。

3.改正特許法実施細則

2023年12月21日に、改正特許法実施細則が公布され、2024年1月20日から施行されることになった。今回の改正は、2021年6月1日から施行済の改正特許法に対応するものであるが、実施細則自体の改正は、2010年以来、13年ぶりの改正である。

（1）優先権に関わる改正

改正細則では、発明又は実用新案の特許出願に関し、正当な理由がある場合、優先権主張期間の満了から2カ月内において優先権回復請求が可能になった（第36条）。

また優先権を主張した発明又は実用新案の特許出願に関しては、優先日から16カ月以内又は出願日から4カ月以内において、優先権の追加・補正が可能になった（第37条）。

（2）実用新案、意匠関連の改正

意匠の特許出願人が国内優先権を主張するとき、先出願における発明又は実用新案の特許出願の図面で示された意匠に基づく国内優先権を主張することも可能とされ、当該発明又は実用新案に関する基礎出願は取下げ擬制されないものとされた（第35条）。

また中国の実用新案及び意匠については実体審査が行われないという特徴があったが、今回の改正により、実用新案の特許出願における初歩審査において明らかな進歩性の欠如、意匠の特許出願における初歩審査において明らかな区別性の欠如について審査されることになった（第50条）。

(3) 職務発明関連の改正

職務発明の奨励金又は報酬について株式、ストックオプション、配当等の方法を推奨されるものとされた（第92条）。

また職務発明に関する奨励金については、もし所属組織と発明者、設計者との間に約定がなく、且つ法に基づき制定された職務発明規程もない場合、発明特許権に関する奨励金が3,000元から4000元に引き上げられ、実用新案権又は意匠権に関する奨励金が1000元から1500元に引き上げられた（第93条）。

更に、職務発明の報酬については、もし所属組織と発明者、設計者との間に約定がなく、且つ法に基づき制定された職務発明規程もない場合、その金額及び支払方法は、「中国科学技術成果促

進転化法」に基づくものとされた（第94条）。同法で定める報酬比率は、日本における実務と比較して高額であるため、中国で研究開発を行う日本企業には注意が必要な改正といえる。

(4) 存続期間の延長

2021年の改正特許法では、出願から登録まで一定の期間を要した発明特許権については、特許権者の申請に基づき不合理な遅延がある場合には特許存続期間の延長が認められた（同法第42条2項）。そのため、今回の改正実施細則では、延長申請の期限、期間延長のための基準、延長日数の計算方法等について規定された。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込 ☒ メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。